

岩手県警察会計事務の監査に関する訓令

(平成16年2月24日岩手県警察本部訓令第3号)

[沿革]平成17年5月警察本部長訓令第11号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察会計事務の監査に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察会計事務の監査に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察の行う会計事務の監査(以下「監査」という。)に関して必要な事項を定めることにより、会計事務の厳正な執行と効果的な処理に資することを目的とする。

(監査)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、会計事務に関する帳簿、金庫及び書類について監査を行うものとする。

2 本部長は、その指名した職員(以下「指名職員」という。)に監査を行わせることができる。

(監査の種類等)

第3条 監査は、定期監査及び随時監査とする。

2 定期監査は、毎年度1回以上行うものとする。

3 随時監査は、本部長が必要があると認めたとしに行うものとする。

(実施計画の策定等)

第4条 本部長は、毎年度、次に掲げる事項を定めた定期監査の実施計画を策定するものとする。

(1) 監査の実施時期

(2) 監査の対象所属

(3) 監査の実施項目

(4) その他必要な事項

2 本部長は、監査を効率的に実施するため特に必要があると認めたとしは、前項の計画を変更することができる。

(監査実施上の留意事項)

第5条 監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 厳正かつ公平を旨とすること。

(2) 正確な事実の把握に努めること。

(3) 監査を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(4) 関係者の業務に支障を及ぼさないようにすること。

(資料の提出要求等)

第6条 指名職員は、監査の対象となる所属長又は所属職員に対し、資料の提出を命じ、又は説明を求めることができる。

(監査結果の報告)

第7条 本部長は、監査終了後、速やかにその結果を岩手県公安委員会に報告しなければならない。

(監査結果に基づく措置)

第8条 本部長は、監査の結果により、措置又は改善を要する所属があると認めるときは、所属長に対し通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、速やかにその措置又は改善結果を報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成17年5月9日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に、この訓令による改正前の岩手県警察会計事務の監査に関する訓令第5条の規定により策定された実施計画は、改正後の岩手県警察会計事務の監査に関する訓令第4条の規定により策定された実施計画とみなす。